

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞 (二件) …… (都市整備局住宅政策推進部不動産業課) …… 一
- 公共測量の実施 (八件) …… (都市整備局都市基盤部調整課) …… 一
- 建築基準法による道路の指定 …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …… 三
- 建築基準法による道路位置の指定 …… (同) …… 三
- 建築基準法による道路位置の指定 …… (同) …… 三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (二件) …… (同) …… 四
- 平成二十八年度クリーニング師試験の実施 …… (福祉保健局長健康安全全部健康安全課) …… 六
- 東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙における当選の効力に関する異議申出についての決定 …… 七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 …… (生活文化局都民生活部管理法人課) …… 〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 …… (同) …… 二

## 告示

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件) …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 三

### 東京都告示第七百五十二号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号) の規定による行政処分について、行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九條第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 平成二十八年十一月一日 午後二時三〇分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
  - (一) 氏名 箭内 孝夫
  - (二) 住所 川崎市麻生区片平二丁目十九番十八号 パーシモン一〇一
  - (三) 宅地建物取引士 東京都第五〇九二二号 登録番号
  - (四) 登録年月日 昭和五十二年十二月十七日

### 東京都告示第七百五十三号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号) の規定による行政処分について、行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九條第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 平成二十八年十一月一日 午後三時三〇分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
  - (一) 氏名 黒澤 莊一
  - (二) 住所 世田谷区上北沢四丁目二十九番二十七号九〇二
  - (三) 宅地建物取引士 東京都第一五九二四二号 登録番号
  - (四) 登録年月日 平成十一年三月四日

### 東京都告示第七百五十四号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都小笠原支庁長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量 (航空レーザ測量 (地図情報レベル一〇〇〇))
- 三 測量の区域 小笠原村父島地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十月一日から平成二十八年十二月三十一日まで

### 東京都告示第七百五十五号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月十二日から平成二十九年三月十五日まで

●東京都告示第七百五十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区志茂三丁目、志茂四丁目及び志茂五丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月二十二日から平成二十九年三月十七日まで

●東京都告示第七百五十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区高砂六丁目及び高砂七丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十五日から平成二十九年二月二十三日まで

●東京都告示第七百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区西亀有一丁目及び堀切六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月八日から平成二十九年二月七日まで

●東京都告示第七百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区西亀有三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月八日から平成二十九年三月一日まで

●東京都告示第七百六十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月一日から平成二十八年十二月十六日まで

●東京都告示第七百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 港区愛宕一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月十二日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第七百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

平成二十八年九月二十一日

東久留米市柳窪一丁目六百六十三番四、同番五、六百六十六番二、柳窪五丁目五百四十八番五、同番十六、同番十八から同番二十一まで、五百五十二番

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)並びに面積(単位平方メートル)

延長 二八八・一一

幅員 幅員 一六・〇〇

面積 三・三一

一四九・六七

一六・〇〇

三・三一

一四九・六七

同番十六、同

同番十八から同

同番二十一まで、

五百五十二番

●東京都告示第七百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日

- 三、五百五十三番三、同番五、同番五地先、同番六、六百三十一番二、六百三十二番二、同番三、六百四十一番二、同番三、六百四十二番二、六百四十四番三、同番三地先、六百四十八番一の一部、同番十一から同番十三まで、同番二十の一部、同番二十二から同番二十四まで、六百四十九番八から同番十二まで、下里四丁目六百六十八番七及び同番八

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十八年九月二十三日

東村山市野口町二丁目十三番三、同番十一及び同番百二の各一部並びに同番百二十四

●東京都告示第七百六十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十四日

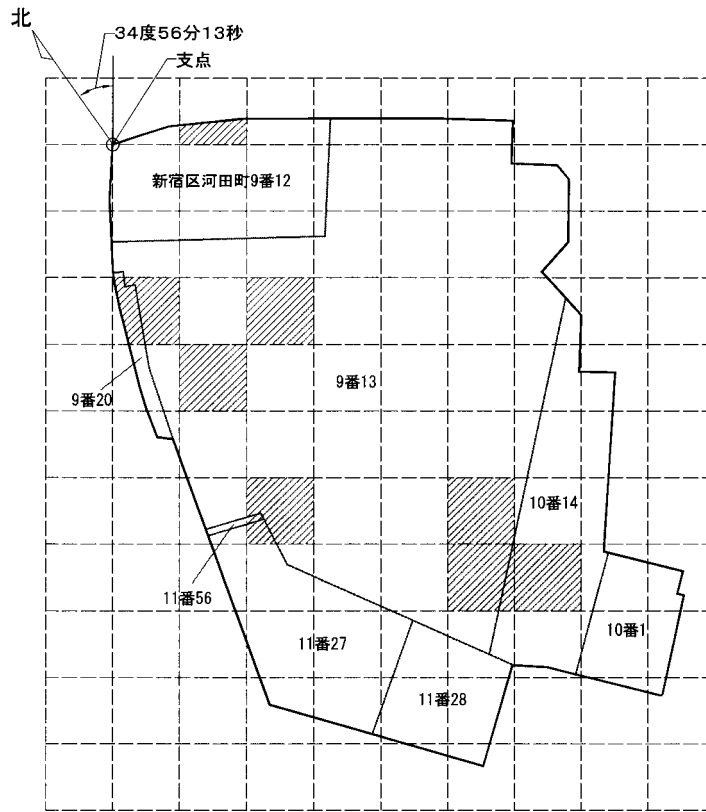
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区河田町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



凡例

- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
- - - 単区画線
- 筆境界線

〈支点〉  
支点は、新宿区河田町9番12の最北端とする。

	X座標	Y座標
支点	-33500.35	-10344.50

上記の座標は測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

〈格子の回転角度:34度56分13秒〉  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百六十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第三百五十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十四日

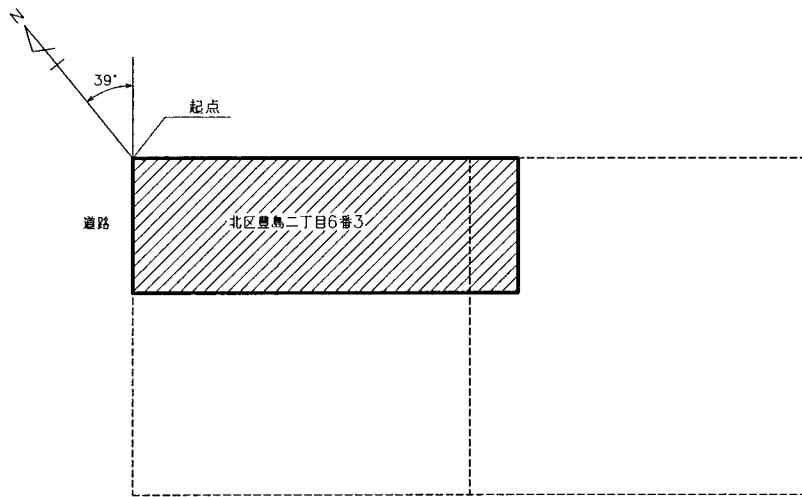
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区豊島二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 調査対象地・境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】  
 起点は、北区豊島二丁目6番3の最北端とする。

【格子の回転角度】 39度  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第四百一十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十四日

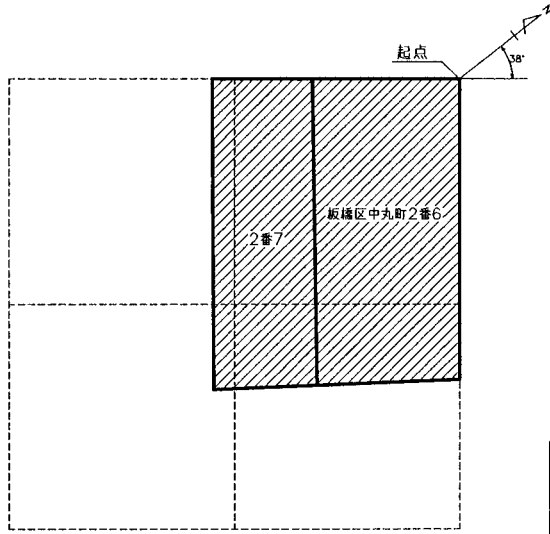
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区中丸町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 調査対象地・筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】  
 起点は、板橋区中丸町2番6の最北端とする。

【格子の回転角度】 38度  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百六十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七條の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験

平成二十九年一月二十八日（土曜日）午前十時から  
午前十一時三十分まで

(二) 実地試験

平成二十九年一月三十一日（火曜日）又は同年二月  
一日（水曜日）のうち、指定する日時

二 試験場所

(一) 学科試験

学校法人後藤学園（豊島区南池袋三丁目十二番五  
号）

(二) 実地試験

日本クリーニングセンター（文京区後楽二丁目三番  
十号）

三 受験資格

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十  
七条に規定する者

(二) 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）によ  
る国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭  
和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課  
程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによ

りこれらの者と同等以上の学力があると認められる者  
四 試験科目

(一) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(二) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

五 受験手続

(一) 受験願書受付日時

平成二十八年十二月六日(火曜日)及び同月七日

(水曜日)の午前十時から正午まで及び午後一時から

午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書留で平

成二十八年十二月九日(金曜日)までの消印のあるも

のみに限り受け付ける。

(二) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎二十一階A会議室。ただし、郵

送の場合は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課

(郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号)に送付すること。

(三) 提出書類

ア 受験願書(クリーニング業法施行細則(昭和五十

年東京都規則第八十二号)別記第十二号様式によ

る。)

イ 履歴書

ウ 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、

正面向きで縦四センチメートル横三センチメートル

で、裏に氏名を記入したもの)

エ 受験資格を有する者であることを証する書類(中

学校以上の学校(専修学校等を除く。)の卒業証明

書(原本)又は卒業証書の写し(この場合は、原本

を提示し、写しを提出すること。)

(四) 試験手数料 一万八千円

納付書により、東京都指定金融機関、東京都収納代

理金融機関に納入すること。

なお、納入した試験手数料は返還しない。

六 合格発表

平成二十九年三月二十一日(火曜日)の午前十時から

午後五時まで、東京都庁第一本庁舎二十一階南側入口に、

合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日正

午から東京都福祉保健局ホームページ(<http://www.tokushohoken.metro.tokyo.jp/index.html>)上に合格者の

受験番号を掲載する。

七 その他

(一) 受験願書用紙は、東京都福祉保健局健康安全全部健康

安全課(東京都庁第一本庁舎二十一階南側)において、

平成二十八年十一月一日(火曜日)から配布する。

(二) 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許

担当

電話〇三(五三二〇)四三五八

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第四百四十三号

平成二十八年七月三十一日執行の東京都知事選挙及び東  
京都議会議員補欠選挙における当選の効力に関する異議の

申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法(昭  
和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示す  
る。

平成二十八年十月二十四日

東京都選挙管理委員会

28選第53号

決 定 書

異議申出人	齋藤 優子
同	平原 行人
同	笠原 一郎
同	伊藤 国治
同	松井 毅彦

上記異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から平成28年8月16日に提起された、平成28年7月31日執行の東京都知事選挙（以下「本件都知事選挙」という。）及び同日執行の東京都議会議員補欠選挙（以下「本件都議会議員補欠選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件各異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件各異議の申出のうち、本件都議会議員補欠選挙における当選の効力に関する異議の申出を却下する。
- 2 本件各異議の申出のうち、本件都知事選挙における当選の効力に関する異議の申出を棄却する。

決 定 の 理 由

- 第1 異議申出の趣旨及び理由
  - 1 異議申出の趣旨  
申出人らは、次の異議申出の理由により、本件都知事選挙及び本件都議会議員補欠選挙における当選をいずれも無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 開票における不正等

本件都知事選挙及び本件都議会議員補欠選挙の開票において、都内の区市の選挙管理委員会ではバーコード計算システムを採用している。

このシステムは、票の集計作業において、各候補者ごとに一定数の票をまとめた束（都内においては500票ごとに1束とする選挙管理委員会が多い。）にPCから出力されたバーコード票を添付し、これをバーコードリーダーで読み取って、PCソフトによって集計を行うものであるが、ここで票数が電子データ化される過程が入り込むことで、何らかの人為的なPCプログラムによる不正が行われていることは否定できない。

しかし、選挙管理委員会は実際の票数とバーコードを読み取った電子データとが合致しているかを十分に確認しておらず、PCソフトに不正や誤作動がないか検証していない。

よって、本件各選挙の票の再開票を行い、正しい票数に基づいて当選順位を訂正すべきであり、本件都知事選挙においては鳥越俊太郎氏を当選人とし、本件都議会議員補欠選挙においては各選挙区の次点者を繰り上げて当選人とすることを求める。

(2) 本件都議会議員補欠選挙に関する異議申出の権利

東京都の意思決定は都議会議員の多数決によって決定するから、都議会議員補欠選挙が行われる選挙区に居住していない選挙人も選挙の結果に利害関係を有し、異議申出の権利がある。これを認めないのであれば、適正手続の保障を定める憲法の規定に違反する。

- (3) 本件都議会議員補欠選挙における無効投票率の高さ  
本件都議会議員補欠選挙においては、無効投票率が7パーセントを超える異常な投票となっており、選挙に対する信頼を大きく失わせている。このため、本件都議会議員補欠選挙においては、再開票により無効票の確認をする必要がある。

第2 決定の理由

- 1 主文1について  
公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第



206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができることとされているが、その趣旨は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する方途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期すことにある。この趣旨に照らせば、同条所定の選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである(最高裁判所昭和39年2月26日判決)。

しかるに、当委員会の調査の結果、申出人らは、本件都議会議員補欠選挙の当時において、それぞれ東京都目黒区、同調布市、同国分寺市、同立川市及び同西東京市の選挙人名簿に登録された選挙人であったと認められ、申出人らの中に、本件都議会議員補欠選挙が執行された新宿区選挙区、台東区選挙区、大田区選挙区及び渋谷区選挙区の4選挙区のいずれかに所属する選挙人であった者は1人も認められなかった。

また、申出人らは、いずれも本件都議会議員補欠選挙に係る公職の候補者ではなかった。

したがって、申出人らは本件都議会議員補欠選挙について、公選法第206条第1項所定の「選挙人」と「公職の候補者」とのいずれにも該当しないから、本件各異議の申出のうち、本件都議会議員補欠選挙における当選の効力に関する異議の申出は、不合法であることが明らかである。

よって、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、当委員会は、主文1のとおり決定する。

2 主文2について

当委員会は、本件各異議の申出のうち、本件都知事選挙における当選の効力に関する異議の申出は、形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

(1) 申出人らの主張に対する当委員会の判断

公選法第206条第1項の定める当選の効力に関する異議の申出の理由となる当選無効原因とは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、「当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続

に違法があること、決定内容一たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定一に違法があること」(大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決)と考えられているところであるが、本件都知事選挙に関する申出人らの主張は、各候補者の有効得票数の算定に関するものであり、当選人の決定内容の違法を理由として当選の無効を訴えているものと解される。

そして、申出人らは、都内の各区市の選挙管理委員会において使用する開票集計のための電算システムに不正なプログラムが存在し、各候補者の得票数が実際とは異なる数値になるように集計されているなど主張する。

しかし、都内のいずれの開票所において、実際にどのように不正な集計が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張がなく、申出人らから証拠として提出された資料の内容も、本件都知事選挙に関する申出人らの主張を裏付けるだけの具体性や客観性を有するものとは認められないから、これらは申出人らの憶測というほかはなく、この点についての申出人らの主張には理由がない。

(2) 審理の結果

以上のとおり、本件都知事選挙における当選を無効とする事由は認められないから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、当委員会は、主文2のとおり決定する。

平成28年9月28日

東京都選挙管理委員会

委員長 宮崎 章

公職選挙法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十八年七月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人みずなみ
- 三 代表者の氏名  
加藤 寛二
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都台東区浅草橋四丁目六番四号 石井ビル四階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国内及び国外の市民に対して、持続可能な環境浄化と資源の循環利用に関する研究開発事業を行い、安全な水と食糧の生産及び自然環境の保全を可能とする社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日  
平成二十八年七月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人環境防災総合政策研究機構

三 代表者の氏名  
河田 恵昭

四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区若葉一丁目二十二番地 ロイヤル若葉五〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、環境保全と防災に関する調査・研究、並びに普及啓発事業を行い、社会教育の推進を図ることによって、地球環境問題の解決や地域防災力の向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日  
平成二十八年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人持続可能な社会をつくる元気ネット

三 代表者の氏名  
崎田 裕子

四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区西新宿四丁目三十二番六一五〇号

五 定款に記載された目的  
この法人は、人間と自然が共存できる地域環境を保全するため、循環型地域づくりをしている全国各地の活動

団体・個人と広く情報交換など相互交流できるネットワーク構築事業を行い、市民・事業者・行政がパートナーシップをつなぎ、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日  
平成二十八年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ビー・エイチ・エヌテレコム支援協議会

三 代表者の氏名  
佐藤 征紀

四 主たる事務所の所在地  
東京都台東区上野五丁目二十四番十一号 NTT上野ビル

五 定款に記載された目的  
本会は人道支援と国際貢献の立場に立ち、主に情報通信分野を中心として、会員及び協力する個人または団体が所有する諸資源を活用して発展途上国などの自助努力を支援し、政府、企業レベルとは異なるNGO（エヌジオー）としての立場から主に情報通信などを用いた支援活動を行うことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日  
平成二十八年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本住宅団地支援機構

<p>三 代表者の氏名 中山 康成</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区王子三丁目五番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、住宅団地を対象としたLEDを活用した省エネルギー支援や、住みよい住宅団地にするための情報支援、趣味・スポーツ振興とコミュニティ作り、介護や病氣、一人暮らしなどの高齢者支援を行い、健全な住宅団地向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年十月二十四日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人電動義手の会</p> <p>三 代表者の氏名 高山 真一郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都稲城市矢野口四百八十六番地の四 スエヒロ一</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ペットケア</p> <p>三 代表者の氏名 齊藤 進</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区西台二丁目三十三番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、ペットを飼育している高齢者及び余命を意識するあまり新たにペットの飼育を躊躇している高齢者を対象として、高齢者が終生安心してペットを飼い、生活の質の向上を図れるようペット飼育に必要な情報の収集・蓄積、飼育継続のための支援、飼い主の遺産を活用してペットが最期まで生を全う出来る体制を構築する事業を通じて、高齢者の生きがいを創るとともにペットの生命を守り、人とペットが共生できる福祉社会の維持拡大に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふどうさんぼ</p> <p>三 代表者の氏名 宮澤 蔵人</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋小網町十八番十号 JSQUAR E日本橋二F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、空き家を含めた休眠不動産の利用・活用・管理及び除却に関し、必要な知識の普及や調査研究、対策事業の推進を行い、空き家問題や空き家問題に発展するおそれのある事案の解決に努めるとともに、会員の相談業務の技能と資質の向上を図って、ネットワークを形成し、会員相互の協力と連携により、ビジネスの振興を実現し、公共の福祉の増進と社会の発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人無人航空機促進協会</p> <p>三 代表者の氏名 平松 幸治</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ペットケア</p> <p>三 代表者の氏名 齊藤 進</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区西台二丁目三十三番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、ペットを飼育している高齢者及び余命を意識するあまり新たにペットの飼育を躊躇している高齢者を対象として、高齢者が終生安心してペットを飼い、生活の質の向上を図れるようペット飼育に必要な情報の収集・蓄積、飼育継続のための支援、飼い主の遺産を活用してペットが最期まで生を全う出来る体制を構築する事業を通じて、高齢者の生きがいを創るとともにペットの生命を守り、人とペットが共生できる福祉社会の維持拡大に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふどうさんぼ</p> <p>三 代表者の氏名 宮澤 蔵人</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋小網町十八番十号 JSQUAR E日本橋二F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、空き家を含めた休眠不動産の利用・活用・管理及び除却に関し、必要な知識の普及や調査研究、対策事業の推進を行い、空き家問題や空き家問題に発展するおそれのある事案の解決に努めるとともに、会員の相談業務の技能と資質の向上を図って、ネットワークを形成し、会員相互の協力と連携により、ビジネスの振興を実現し、公共の福祉の増進と社会の発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人無人航空機促進協会</p> <p>三 代表者の氏名 平松 幸治</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ペットケア</p> <p>三 代表者の氏名 齊藤 進</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区西台二丁目三十三番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、ペットを飼育している高齢者及び余命を意識するあまり新たにペットの飼育を躊躇している高齢者を対象として、高齢者が終生安心してペットを飼い、生活の質の向上を図れるようペット飼育に必要な情報の収集・蓄積、飼育継続のための支援、飼い主の遺産を活用してペットが最期まで生を全う出来る体制を構築する事業を通じて、高齢者の生きがいを創るとともにペットの生命を守り、人とペットが共生できる福祉社会の維持拡大に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふどうさんぼ</p> <p>三 代表者の氏名 宮澤 蔵人</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋小網町十八番十号 JSQUAR E日本橋二F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、空き家を含めた休眠不動産の利用・活用・管理及び除却に関し、必要な知識の普及や調査研究、対策事業の推進を行い、空き家問題や空き家問題に発展するおそれのある事案の解決に努めるとともに、会員の相談業務の技能と資質の向上を図って、ネットワークを形成し、会員相互の協力と連携により、ビジネスの振興を実現し、公共の福祉の増進と社会の発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

東京都渋谷区代々木二丁目二十七番十三号 オカダマ  
ンション六G

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、無人航空機の積極的な利活用を推進する活動を行い、無人航空機の応用技術の研究開発、人材育成、環境整備に努め、新たな産業や市場の創造、ひいては健全な経済活動の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイル・エイジングパートナー

三 代表者の氏名

萩田 佳奈枝

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区西台一丁目三十五番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会で暮らす不特定多数の人々を対象とする介護福祉サービス事業を通じて、高齢者・障害者・障害児・児童・幼児のかかえる社会的問題について、共に考える仲間として、声をかけあい、困ったときには助け合い、それぞれが社会の一員として、住み慣れた地域の中で“自分らしい生活”が送れるようにサポートすることにより、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

イオン昭島ショッピングセンター

二 店舗所在地

昭島市大神町字古新田八百八十九番地二ほか

三 設置者名

イオンリテール株式会社

四 設置者住所

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一

五 変更前の設置者の代表者名

梅本 和典

六 変更後の設置者の代表者名

岡崎 双一

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

イオンリテール株式会社

八 変更前の小売業者の代表者名

梅本 和典

九 変更後の小売業者の代表者名 岡崎 双一

平成二十七年二月一日

十 変更日 平成二十八年九月十六日

十一 届出日 平成二十八年九月十六日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 平成二十八年十月二十四日から平成二十九年二月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年十月二十四日

一	店舗名	東京都知事 小 池 百合子
二	店舗所在地	イオン昭島ショッピングセンター 昭島市大神町字古新田八百八十九 番地二ほか
三	設置者名	イオンリテール株式会社
四	設置者住所	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 番地一
五	変更前の駐車場の 位置及び収容台数	店舗内ほか 九百九十八台
六	変更後の駐車場の 位置及び収容台数	店舗内ほか 八百九十八台
七	変更日	平成二十九年五月十七日
八	届出日	平成二十八年九月十六日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)
十	縦覧期間	平成二十八年十月二十四日から平 成二十九年二月二十四日まで。た だし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



リサイクル適性